

掲示文書一覧(市長分)

令和7年11月21日

種別	番号	題名	主管課
告示	573	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 573号
令和 7年11月21日

姫路市長 清元秀泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

（1）申請者

姫路市豊富町豊富3903番地39
日本化薬株式会社 セイフティシステムズ事業部
品質安全統括部長 丹生 義則
（2）工場又は事業場の所在地及び名称
姫路市豊富町豊富3903番地39
日本化薬株式会社 セイフティシステムズ事業部

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		新設		新設		
種類	第48号 火薬製造業の用に供する洗浄施設 湿式集塵機		第48号 火薬製造業の用に供する洗浄施設 湿式集塵機		第48号 火薬製造業の用に供する洗浄施設 湿式集塵機		
台数	1基		1基		1基		
能力	風量 20 m ³ /min		風量 20 m ³ /min		風量 20 m ³ /min		
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後		
工事完成予定年月日	着手後 13日		着手後 4日		着手後 48日		
使用開始予定年月日	完成後		完成後		完成後		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00～24:00 24時間		0:00～24:00 24時間		8:00～17:00 2時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	0.001	0.11	0.001	0.12	0.001	0.15
	p H	6.5～8.5	6.0～9.0	6.5～8.5	6.0～9.0	6.0～7.0	6.0～7.5
	B O D (mg/L)	3	20	3	20	3	5
	C O D (mg/L)	10	20	10	20	3	5
	S S (mg/L)	100	200	100	200	1	2
	T - N (mg/L)	300	500	300	500	5	10
	T - P (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1
	n-Hex (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1
	銅 (mg/L)	50	100	50	100	<0.01	<0.01
	ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	1	1
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	100	200	100	200	1	2
その他参考となるべき事項	汚水量の最大値は循環水の交換時に発生する汚水量を記載。		汚水量の最大値は循環水の交換時に発生する汚水量を記載。		汚水量の最大値は循環水の交換時に発生する汚水量を記載。		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種類		廃液処理場							
区分		変更前		変更後					
構造		凝集処理槽 PE製 混合槽 F R P製				同左			
主要寸法		凝集処理槽 3 m ³ 混合槽 15 m ³				同左			
能力		30 m ³ /日		同左					
処理の方式		凝集沈殿及び中和				同左			
工事着手予定年月日		既設		同左					
工事完成予定年月日		既設		同左					
使用開始予定年月日		既設		許可後					
使用時間間隔及びその使用に季節的変動 がある場合はその概要		0:00~24:00 24 時間連続		同左					
使用時における 当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常		最大		通常			
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後		
	汚水等の量 (m ³ /日)	15.549	99.959	29.973	399.999	15.484	99.894	29.763	399.999
	p H	6.5~7.0	6.5~7.5	6.0~7.0	6.0~8.0	6.5~7.0	6.5~7.5	6.0~7.0	6.0~8.0
	B O D (mg/L)	32	6	63	15	32	6	63	15
	C O D (mg/L)	15	6	25	10	15	6	25	10
	S S (mg/L)	5	2	15	5	5	2	15	5
	T - N (mg/L)	10	10	50	35	10	10	50	35
	T - P (mg/L)	<0.2	<0.1	1	1	<0.2	<0.1	1	1
	n-Hex (mg/L)	<1	<0.5	<1	<1	<1	<0.5	<1	<1
銅 (mg/L)		3.0	0.03	5.0	0.05	3.0	0.03	5.0	0.05
ほう素 (mg/L)		0.3	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.5	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		10	10	20	20	10	10	20	20
その他参考となるべき事項		-		-					

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態及び量	排水口番号	No. 2 排水口				No. 4 排水口		No. 24 排水口		No. 29 排水口
		変更前		変更後		変更前	変更後	変更前	変更後	
	区分	通常	最大	通常	最大	既設	廃止	既設	廃止	新設
排出水の量 (m ³ /日)	99.959	399.999	99.894	399.999						
p H	6.5～7.5	6.0～8.0	6.5～7.5	6.0～8.0						
B O D (mg/L)	6	15	6	15						
C O D (mg/L)	6	10	6	10						
S S (mg/L)	2	5	2	5						
T - N (mg/L)	10	35	10	35						
T - P (mg/L)	<0.1	1	<0.1	1						
n-Hex (mg/L)	<0.5	<1	<0.5	<1						
銅 (mg/L)	0.03	0.05	0.03	0.05						
ほう素 (mg/L)	0.3	0.5	0.3	0.5						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	20	10	20						

雨水専用

雨水専用

雨水専用